

特別区制度研究会について

特別区制度研究会では、第二次特別区制度調査会で提起された内容を踏まえ、今後の議論に備えるための基礎的な調査・研究を進めている。

具体的には、区長会で示された「調査研究事項の例」に基づき、以下のとおり4つの分科会を設置し、月1～2回程度活動しているほか、懇談会などの助言を得ながら、検討を行っている。

●第1分科会

調査・研究内容

自治制度をめぐる国等の様々な動きに対応した特別区のあり方について

●第2分科会

調査・研究内容

基礎自治体間の連携のあり方について

●第3分科会

調査・研究内容

23区における対等・協力関係による、事務処理体制及び財政調整方法について

●第4分科会

調査・研究内容

23区における基礎自治体連合の法制度について

■ 今後の予定

各分科会は、現在もテーマに基づいた調査研究を行っており、平成22年3月には報告書を取りまとめる予定である。